

地域密着型サービス事業所・施設
介護予防・日常生活支援総合事業所 } 御中

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出について（依頼）

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

都は、介護現場における生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する事業所を支援することを目的として、介護人材確保・職場環境改善等事業を実施します。事業内容については別添の厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

本補助金の申請では、**令和7年4月15日（火）まで**に「介護人材確保・職場環境改善等事業計画書（以下「計画書」という。）」を都知事に提出する必要があります。計画書の提出については、以下のホームページに**計画書の様式、提出フォーム**及び**質問フォーム**を掲載しますので、必要事項をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

【東京都・ホームページ掲載場所】

- 東京都福祉局＞ 高齢者＞ 介護保険＞ 東京都介護サービス情報＞
令和7年度介護人材確保・職場環境改善等事業について



https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shokubakankyo_hojokin_r7

【注意事項】

- 1 計画書の提出期限は**令和7年4月15日（火）**です。この期限までに提出のない場合は、本補助金を交付できませんので御注意ください。
- 2 計画書の様式は令和7年度の処遇改善計画書の様式と一体化しております。記入方法については厚生労働省の動画等をご確認ください。
＜【動画】令和7年度の介護職員等処遇改善加算と介護人材確保・職場環境改善等事業の計画書の記入方法について（厚生労働省）＞
<https://www.youtube.com/watch?v=FyClp0BgXgo>
- 3 本補助金の計画書は、八王子市内の介護サービス事業所・施設並びに地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業についても東京都が提出先となります。処遇改善加算の計画書とは提出先が異なりますので、本補助金の計画書に対象事業所の記入漏れがないようご注意ください。万が一、記入漏れがあった事業所については本補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。
- 4 介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書についても令和7年4月15日（火）までに別途提出が必要です。都指定のサービスは東京都、八王子指定のサービスは八王子市、地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業は区市町村が提出先となりますのでご注意ください。



提出物 サービス	介護人材確保・職場環境等改善事業	介護職員等処遇改善加算	
	補助金計画書 ※補助金を申請する場合は必須	処遇改善計画書 ※加算取得の場合は必須	体制届（加算届） ※新規取得・区分変更の場合のみ必須
居宅サービス（八王子以外）	東京都（介護保険課）	東京都（介護保険課）	東京都（介護保険課）
施設サービス（八王子以外）	東京都（介護保険課）	東京都（介護保険課）	東京都（施設支援課）
居宅サービス（八王子）	東京都（介護保険課）	八王子市	八王子市
施設サービス（八王子）	東京都（介護保険課）	八王子市	八王子市
地域密着型サービス	東京都（介護保険課）	区市町村	区市町村
総合事業	東京都（介護保険課）	区市町村	区市町村

なお、処遇改善加算の届出については、下記ホームページからご確認ください。

○東京都福祉局＞ 高齢者＞ 介護保険＞ 東京都介護サービス情報＞
介護職員等処遇改善加算について

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu>



- 加算Ⅴ(1)～(14)取得中の事業所が本補助金を申請する場合は、令和7年4月から加算Ⅰ～Ⅳを取得するため、別途処遇改善計画書と体制届（加算届）を令和7年4月15日（火）までに提出する必要があります。
- 職場環境改善経費への支出や人件費の改善を行った上で、令和7年12月末日までに実績報告書を提出する必要があります。
- 実績報告書では補助金の使途について具体的に記載していただきます。補助対象となる経費の範囲については、リーフレットやQ&Aを必ずご確認ください。なお、対象経費以外に使用していたことが判明した場合は、返還となります。
- 本補助金については、全職員に対する計画書の周知と、人件費の改善に充てる場合は、人件費改善を行う方法等について職員に周知する必要があります。実施しない場合は補助要件を満たしませんのでご注意ください。

【介護人材確保・職場環境改善等事業に関するお問い合わせ】

下記URL先の質問フォームよりお問い合わせください。

<https://f12743d8.form.kintoneapp.com/public/286bd1e7c6ed55cd1a966119c99cae9930ae7127bf4a18bf2db70d2fa05cc6dd>

※計画書の提出に関するお問い合わせはお早目をお願いします。（提出期限間近での質問フォームでのお問い合わせには、対応できない可能性があります。）



東京都福祉局高齢者施策推進部
介護保険課介護事業者担当